

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE 2021.01/vol.13

今号のみお人

弁護士

伊藤 勝彦

Katsuhiko Ito

【法律コラム】

伊藤勝彦弁護士の
時事解説

【刑事案件入門】

ネット動画サイトに
まつわる問題について

【支店便り】

「8時間労働
発祥の地」神戸で
新しい働き方を考える

【連載】

知つ得!交通事故

【リガサポ!】

高額療養費
制度について

【リレー式コラム】
事務局通信

【特集】

「みお」からの年賀状

弁護士法人みお総合法律事務所／お問い合わせ・ご相談は「通話料無料」 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日)9:00～17:30

みお 法律



謹賀新年

「まさか」の交通事故、そのときに。 あんしんガイドブック

新年号
特別付録



被害者専門の「みお」が、多数の解決実績を基に、交通事故に遭われた方の【どうすれば?】【心配だ】【困った】にお答えする冊子を作りました。いざという時のためにお手元に保管ください。きっとお役に立ちます。



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田 有紀 兵庫県弁護士会所属/伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約・会社法務/その他

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスアワー14階
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056
執務時間: 月～金曜日/ 9:00～20:00
土曜日/ 10:00～18:00
受付時間: 月～土曜日/ 9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911
執務時間: 月～土曜日/ 9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042
執務時間: 月～土曜日/ 9:30～18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



抽選で
30名様に
プレゼント!

キリトリ線

アンケートの回答にご協力お願いいたします

皆様のご要望にお応えして
「読者アンケートプレゼント」の応募が、
スマートフォンからもできるようになりました!

ご応募は
こちらから



●プレゼント応募締切/
2021年3月31日(水)※当日消印有効
※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 〔みお〕からのお年賀状 今号のみお人 離婚(男女)問題 事務局通信
 伊藤勝彦弁護士の時事解説 刑事事件 支店便り
 刑事事件入門 知つ得:交通事故 リガサポ!
 労働問題 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
 企業法務 その他()

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

- 交通事故 相続問題
 借金問題 労働問題
 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
 企業法務

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

MIO PRESS 2021.01 vol.13



代表弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada



代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito



弁護士
吉山 晋市
Shiro-ichi Yoshiyama



弁護士
小川 弘恵
Hiroe Ogawa

明けましておめでとうございます。
令和2年は、コロナ対応と大阪
弁護士会・近弁連・日弁連の
理事者として未知の世界に翻弄
されました。二つ程駆けました。
ハーフアーフするよう頑張ります。
本当にどうぞよろしくお願い致し
ます。

本年もよき年で
ありますよう
お祈りいたします

恭 賀 新 年

今年もしっかりと
着実に、そして
少し鼻息荒く
がんばります。



あけまして
おめでとうございます
昨日を一字で表すなら「変」
仕事も家庭も、自分自身にも、色々な
変化を感じた一年でした
毎日を積み重ねていけることに感謝し
日々精進しながら、今年も過していくたら
と思っています
皆様にとも本年が素晴らしい年に
なれますように心よりお祈り申上げます



「みお」からの年賀状

読者の皆さんに、「みお総合法律事務所」の弁護士より、新年のご挨拶を申し上げます。
私たちは本年も引き続き、皆さまからのSOSをしっかりと受け止め、法の力を借りながら
問題解決に全力を尽くしてまいります。どんなことでもどうぞご相談ください。



弁護士
山本 直樹
Naoki Yamamoto



弁護士
羽賀 優樹
Tomoki Haga



弁護士
倉田 壮介
Sousuke Kurata



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura

前年は改正民法の施行やコロナの
問題など、変化の激しい一年間でした
今後も社会情勢の変動が予想
されますが、社会の変化に対応できること
職務に取り組みます
今年もよろしくお願ひいたします

あけましておめでとうございます
新年のご挨拶として、
皆さんに有用な情報を届けたいと考え、
今回の新春号に、交通事故の
『あんしんガイドブック』を同封しています。
この冊子は、交通事故に遭つて怪我をされたときに
参考にしていただけるよう作成しました。
交通事故のトラブルに遭われたときは、
内済に解決できることが一番ですので、
この冊子を参考にしていただいたり、
当事務所にご相談いただければと思います。
今年もよろしくお願いいたします。



あけましておめでとうございます。
デジタル化が進れるもな行政において
各機関のデジタル化を推進するデジ
タル行政の創設が話題ですが、現在
も裁判ベースで進行する裁判実務が
慣れ親しむところ、所内のデジタル
化もつぶれがちになってしまいます。
今年は他のIT関係の強い弁護士と
一緒に、よりスピード感と正確性の
ある法律サービスをご提供できるよう
所内のデジタル化を進めたいと考えて
います。今年もよろしくお願ひ
いたします。

あけまして
おめでとうございます
社会が大きく変わろうとする時
だからこそ、困っている人の助けになりたい、という
想いを忘れず、精進して参ります
今年もよろしくお願ひ申し上げます

今号のみお人

弁護士

伊藤 勝彦

Katsuhiko Ito



新年あけましておめでとうございます

皆さまにおかれましては、本年が素晴らしい1年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、依然として全世界が未曾有の厳しい状況下にあります。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、私たちの働き方や生活様式を変えました。もう元に戻らないかもしれません。この間、苦境に立たされ困難な状況に追い込まれた方（企業）も少なくありません。

松下電器産業（現パナソニック）の創業者松下幸之助さんが1958年の経営方針発表で次のように述べられたそうです。

「かつてない難局であれば、それは同時にかつてない発展の基礎になる」、「困難を乗り越えようと頑張るとき、人はいろいろなことを考える。今までの当たり前を疑つてみたり、無理だと思うことを試してみたり、そんなときアイディアや知恵が生まれる」と。

私たちは、これからも、ご相談者の皆さまに寄り添い、法律の力を借りて、困難や難局と共に乗り越えていくよう、一緒に考え、お手伝いさせていただき

ます。どんなことで
も、どうぞご相談
ください。

この場をお借りし
てご報告いたします。本年、
新しいことに挑戦いたします。「とよの
権利擁護支援センターとも」という一般
社団法人を設立し、理事に就任し、本
年4月より業務を開始いたします。

「とよの権利擁護支援センターとも」
は、箕面市を中心とした豊能・北摂地
域を活動拠点とし、成年後見制度の利
用支援と「法人後見」受任などを行いま
す。

高齢者や障がいをおもちの方を含め、
誰もが安心して暮らせる地域社会の構
築を目指して活動します。私たち法律
実務家に加え、社会保健士、精神保健
福祉士など福祉系の有資格者とチーム
を組み、医療従事者や地域の皆さんと
も連携して、本人の意思を尊重した生
活ができるよう身上監護を大切にした
成年後見業務を行うことが特徴です。
これまでの弁護士活動で培った経験
を活かして、地域社会へ貢献できるよう
努力していくたいと思います。



旧年中は、オンライン法務サービスの立ち上げに携わり、新規な収穫を齎むことができました。本年は、旧年中は挑戦したいと思つたことを形にして、飛躍の年にしていきたいと思っています。世の中では、AIやアロックチェーンが話題になり、将来的の私たちの生活を支える重要なツールとなる兆しが見えています。法務サービスも、こうような社会の流れに追従をとらないように、変革していくなければならないと思っていました。「新しいことへの挑戦」を常に目標に掲げて、邁進していきたいと思います。本年もよろしくお願ひいたします。

弁護士
社会保険労務士
石田 優一
Yuichi Ishida



弁護士
加藤 誠実
Masami Kato

本年も
よろしくお願い申し上げます
"ブライアン・ファースト"の精神で
日々精進して参ります



弁護士
松 浩司
Koji Matsu

あけましておめでとうございます
昨年は新型コロナウイルスの影響で社会は
甚変ありとしまいました。矢張見えない
時代では、今まで以上に「見えない人」や
「伴走者」の役割が必要とされますと感じます。
弁護士として、法務を安全に二重内し、サポート。
できだけ力を備えるべく「牛の歩みを千里の
精神でコツコツ努力してまいります。本年もご指導
ご鞭撻のほどよろしくが承認申しあげます。

「みお」からの 年賀状 2021

明けましておめでとうございます。

昨年は私にとっても世間にとても激動
の一年となりました。

今年一年着実に貢献しながら、皆様
のお力になれるよう努め努力してまいります
ので、本年もどうぞよろしくお願い申し
あげます。



弁護士
大畑 亮祐
Ryosuke Ohata



弁護士
西村 諭規庸
Yukiyon Nishimura

伊藤勝彦
弁護士の
時事解説

日

本には伝統的に、契約書などの重要な文書にはハンコを押す、という慣習があります。

今回のコロナ禍により「三密」を避けるべくテレワークが推進され、新しい生活様式の定着が求められるなか、「書面」「押印」を前提としたさまざまな制度や商慣習を転換すべきとの要請が強くなっています。

そんな中、政府は、「法的に押印が必要ない文書については、ハンコを押すことは必ずしも必要ではない」とする見解を発表しました。法的に押印が必要ない場合で「慣習」で押印を求めていた文書について、「押印しなくてもよい」としたのです。

令和2年6月19日、内閣府・法務省・経済産業省の3府省は連名で「押印についてのQ&A※」を公表し、押印に関する民事訴訟法上の取り扱いや、代替手段と

しての電子認証サービスの利用で意思表示の立証ができるなどを説明しました。

「押印についてのQ&A」は、「契約書に押印しなくても法律違反にならないか」、「押印に関する民事訴訟法のルールはどのようなものか」、「文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか」など6つの質問を設定し、政府としての見解を示しています。

押印に関する 民事訴訟法上の取り扱い

それでは、これまでの「慣習」で、必要な押印が求められていたのでしょうか。

押印に関する民事訴訟法上の取り扱いについて説明します。

AさんとBさんは、とある契約をしました。契約書にはAさんBさんが、それぞれ署名し、押印しました。その後Bさんは、契約上の約束を守りませんでした。そこで

押印がない契約・意思表示を立証する方法

では、押印をしなかった契約書や意思表示を、後日の紛争においてどのように立証するのでしょうか（先ほどの推定が働くかない場面です）。

「押印についてのQ&A」の第6問では、押印がない契約書の真正を立証する手段について次のような例示がされています。つまり、契約相手とのメールの本文や送受信履歴などの記録（新規の取引先の場合はこれらに加えて本人確認情報の記録（入手過程も含む））、電子署名や電子認証サービスの活用も明記されており、加えて、これらの活用の過程として、メール等で送る際に文書にパスワードを設定することや、複数人および複数の経路で送付することなどでその文書の真正とみなすことの要素となることが記載されています。つまり、暗号技術により文書の改ざんやなりすましを防止する「電子署名」と、時刻を記録する「タイムスタンプ」を組み合わせ、いつ、誰が、何を意思表示したかを確定させることができます。

今後、文書への押印に代わる手段として、電子署名がかなり普及するものと思われます（定期賃貸借契約や各種業法における

る説明書面など書面にすることが求められる文書を除く）。電子契約の方法により契約をする場面が増えてくることでしょう。電子契約は、書面による契約と比べて、印紙税がかかるないことや、印刷・製本・郵送・保存などのコストが削減でき、契約締結過程における進捗管理に有効です。文書管理・長期保存にも適するメリットが挙げられています。

AさんとBさんは、とある契約をしました。契約書にはAさんBさんが、それぞれ署名し、押印しました。その後Bさんは、契約上の約束を守りませんでした。そこで

1段目の推定によって、「Bさんの意思で印影が押されたこと」が推定されたとします。その場合、その契約書は「Bさんの意思に基づく」と推定されます（民事訴訟法228条4項で「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」と規定されています）。これは最高裁判例が示しているもので、裁判実務上「1段目の推定」と言われています。

2段目の推定によって、「Bさんの意思で印影が押されたこと」が推定されたとします。その場合、その契約書は「Bさんの意思に基づく」と推定されます（民事訴訟法228条4項で「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」と規定されています）。これは最高裁判例が示しているもので、裁判実務上「2段目の推定」と言われています。

（略）

まとめますと、「2段の推定」により、契約書に押印された印鑑が「Bさんの所有物である」ということによって、その印影は明しなければならないと規定されています。これを「2段目の推定」と言います。

もちろん、「推定」ですので、印鑑の盗難や偽造、契約書作成後の改変等の反証は可能です。が、立証責任の負担は大きいのが実情です。

まとめますと、「2段の推定」により、契約書に押印された印鑑が「Bさんの所有物である」ということによって、その印影は明しなければならないと規定されています。これを「2段目の推定」と言います。



うなCMで啓発されている時代ですから、放送事業者からの告訴は十分に考えられる事です。そのため、弁護士としてもやはり、「あげるくん！つかまるよ、マジで。」と忠告しなければなりません。

ちなみに、アップロードだけでなく、違法なダウンロードにも一部罰則があります。私的使用の目的であっても、著作権・著作隣接権を侵害することを知りながら有償著作物をインターネットでダウンロードした者は、「2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること」とされています(著作権法第9条3項)。上記のとおり、著作権侵害に当たるダウンロード(録音・録画)は全て違法とされていますが、もとの著作物が有償である場合に限って罰則が定められています。

うなCMで啓発されている時代ですから、放送事業者からの告訴は十分に考えられる事です。そのため、弁護士としてもやはり、「あげるくん！つかまるよ、マジで。」と忠告しなければなりません。

ちなみに、アップロードだけでなく、違法なダウンロードにも一部罰則があります。私的使用の目的であっても、著作権・著作隣接権を侵害することを知りながら有償著作物をインターネットでダウンロードした者は、「2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること」とされています(著作権法第9条3項)。上記のとおり、著作権侵害に当たるダウンロード(録音・録画)は全て違法とされていますが、もとの著作物が有償である場合に限って罰則が定められています。

3 「歌つてみた」や「ゲーム実況」と著作権の関係

さて、少し話がかわりますが、最近の動画サイト上では「歌つてみた」という動画や「香水」という曲がはやりましたね！テレビゲームの実況もはやりていますが、これらは著作権的には問題ないのでしょうか？まず、「歌つてみた」については、音源の問題があります。伴奏に市販のCDの音源を利用してしまうと、その楽曲(楽譜や歌詞)の著作権だけの問題にとどまりず、レコード会社の著作隣接権(原盤権)を侵害する行為になります。また、カラオケ音源や、カラオケ機器メーカーが著作隣接権を保持しているため注意が必要です。つまり、一般的のCD等やカラオケ音源を利用した「歌つてみた」行為は、音源を管理する著作隣接権者から訴えられる可能性があります(な

とになります(違法アップロードについては著作物の有償無償を問いませんので違います)に注意してください)。

なお、違法データをダウンロードするのではなく、サイト上で視聴するのはストリーミングといって、録音・録画を伴わないで、その行為自体は違法ではないとされています(著作権法47条の8)。とはいっても、もちろん、著作権保護の観点からは望ましい行為とは言えません。

4まとめ

動画サイトの利用はここ数年で一般的になり、YouTubeが職業として認知されるようになりました。また、動画サイトが事業者のプロモーションの手段として利用されることも増えてきました。しかし、著作権を含め、知的財産権の取扱いには思わず落とし穴があります。ぜひ正しい付き合い方を知った上で楽しみましょう。

下のQRコードから
バックナンバーをご覧いただけます



<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

刑事事件入門

ネット動画サイトにまつわる問題について

(著作権法違反)



弁護士
大畠 亮祐
Ryosuke Ohata

んには。弁護士の大畠です。北名弁護士の移籍に伴い、刑事案件のコラムも今後担当させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、最近、印象的で面白いなと思ったCMがあります。「違法だよーあげるくん」というタイトルのアニメーションで、内容は、男の子(あげるくん)がテレビ番組を録画して動画サイトにアップロードしていると、犬のキャラクター(トメ吉)が横で「つかまるよ、マジで。」と(ドスのきいた低音で)忠告するという内容です。調べてみると、日本民間放送連盟(民放連)※がキャンペーンで作成したもののがあります。

しかし、YouTubeをはじめとする動画サイトには、今もたくさんテレビ番組がアップされています。先ほどのCMによれば、これは全て犯罪ということになるのでしょうか？これらを視聴すると私たちも「マジでつかまる」のでしょうか？

1 著作権法の概要

音楽や小説、テレビ番組等、創作者の考え方や気持ちを表現したものには、著作権が発生し、創作者が著作権者として権利を有します。著作権というのは、いくつかの権利(支分権)の束といわれます。

著作者そのものではなくとも著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしていくことから、実演家やレコード会社、放送事業者等は「著作隣接権」として著作権に準ずる権利を有しています。

他方で、著作権者の同意がない場合には、切の著作物を使用できないとする「公衆への伝達に重要な役割を果たしていきることから、実演家やレコード会社、放送事業者等は「著作隣接権」として著作権に準ずる権利を有しています。

著作権(例)

- コピーを作る権利(複製権)
- 伝達する権利(上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、口述権、展示権)
- コピーの提供に関する権利(頒布権、譲渡権、貸与権)
- 二次的著作物の創作利用に関する権利(翻訳権、翻案権等)

著作者人格権(例)

- いつどのように世に送るかを決める権利(公表権)
- どのような著作者名を付するかを決める権利(氏名表示権)
- 勝手な改変を防ぐための権利(同一性保持権)

なお、仮に私的的目的であっても、著作権侵害にあたる公衆送信を受けてのダウンロード(録音・録画)は許されていません(著作権法30条1項(3号))。

著作権者は、著作権や著作者人格権を侵害する者に対して、差止めを請求したり、損害賠償を請求したりする等して、自らの権利を守ることができます。

そして、著作権法は、このような著作者による私的な救済だけでなく、内容によっては刑事罰を定めています。

2 違法アップロード・違法ダウンロードに関する罪

テレビ番組を私的使用ではない目的で録画することは、その複製権を害します。つまり、これらの行為は著作権や著作隣接権を侵害する行為です。このような著作権を侵害する者に対しては、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金(又はこれらの併科)とされます(著作権法第119条1項)。つまり、今回のCM内でのこの罰則は親告罪とされており、被害者からの告訴がなければ刑事裁判には至りません。しかし、民放連により冒頭のように、対しては、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金(又はこれらの併科)とされます(著作権法第119条1項)。つまり、今回のCM内でのこの罰則は親告罪とされており、被害者からの告訴がなければ刑事裁判には至りません。しかし、民放連により冒頭のように、

動画サイトを私的使用ではない目的で録画することは、その複製権を害します。つまり、これらの行為は著作権や著作隣接権を侵害する行為です。このような著作権を侵害する者に対しては、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金(又はこれらの併科)とされます(著作権法第119条1項)。つまり、今回のCM内でのこの罰則は親告罪とされており、被害者からの告訴がなければ刑事裁判には至りません。しかし、民放連により冒頭のように、

※「日本民間放送連盟(民放連)」ウェブサイト <https://j-ba.or.jp/ihoubokumetsu/index.html>

「8時間労働発祥の地」 神戸で新しい働き方を考える

J.R.神戸駅からほど近く、ハーバーランドに、「八時間労働発祥之地」という碑があります。あまり知られていませんが、今は常識となった1日8時間労働制を日本で初めて導入したのは、神戸の川崎造船所です、1919年に労働者らによるサボタージュ闘争が発生し、それを機に、1日8時間労働制が採用されることになりました。

1日8時間労働制は、日本での発祥から、およそ100年がたちました。1日8時間労働制は、1947年の労働基準法施行によって法律上の義務となり、現在では、社会の常識となっています。

1日8時間は
日本独自ルールではない

100年たった今

1日8時間労働制は、実は、日本独自のルールではありません。1919年に国際労働機関（ILO）で採択された「工業的企業に於ける労働時間を1日8時間かつ1週48時間に制限する条約」第2条では、1日8時間労働制を、製造や建設などの工業を営む企業に対して義務付けることが規定されています。

神戸は 「8時間労働発祥の地」

また、1930年に採択された「商業及事務所に於ける労働時間の規律に関する条約」第3条では、1日8時間労働制を、店舗やオフィスなどの職場に対しても義務付けることが規定されています。

このように、1日8時間労働制は、時代の流れの中で世界に浸透してきたルールです。

そもそも なぜ1日8時間なのか

1日8時間という考え方を広めたのは、産業革命時代のイギリスの工場労働者の間で広まつた「仕事に8時間を、休息に8時間を、やりたいことに8時間を」というスローガンであるといわれています。当時のイギリスでは、工場の生産性向上を目的に、労働時間に対する長時間労働を強いることが一般的でした。1日8時間労働制は、そのような劣悪な労働条件に反発する工場労働者の運動によって普及していました。このような経緯からも分かるように、実は、1日8時間労働を原則としている工場労働者の運動によって普及したこと、明確な科学的根拠があるわけではありません。

1日8時間労働は いまや世界標準ではない

北欧では最近、1日6時間労働制を採用する企業が増えています。実際に1日6時間労働制を導入した企業からは、従業員1人1人の集中力が増して生産性が向上したという声もあるそうです。

1日6時間労働制が1日8時間労働制よりも優れているかどうかは、概に評価できませんが、少なくとも、1日8時間労働制が一番優れた制度であると断定できないことは、このような流れからもなります。

A.I.が爆発的に普及する兆しが見られる今世の中は、1日8時間労働制を見直す大きな転機ではないかと思うところです。

仕事の適正時間を A.I.で決められないか



先ほどご説明したように、1日8時間労働に明確な科学的根拠はありません。本来、労働法制の正当性は、歴史ではなく、科学的根拠に支えられるべきです。そこで、私が提案したいのが、A.I.によって仕事をの適正時間を分析することです。

今回は、1日8時間労働制をテーマに、私の思うところを書かせていただきまし

おわりに

ホームページも
ぜひ
ご覧ください!



弁護士
社会保険労務士
石田 優一
Yuichi Ishida

今日は、1日8時間労働制をテーマに、私の思うところを書かせていただきまし

「法律セミナー」のご案内

セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談（初回30分無料）も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー

無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
1月 15日(金)	神戸	11:00
27日(水)	大阪	11:00
2月 4日(木)	大阪	11:00
25日(木)	大阪	11:00
3月 11日(木)	大阪	11:00
26日(金)	神戸	11:00

●民事信託セミナー

無料

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話しします。
どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
1月 15日(金)	大阪	11:00
20日(水)	神戸	11:00
29日(金)	京都	11:00
2月 4日(木)	大阪	11:00
17日(水)	神戸	11:00
26日(金)	京都	11:00
3月 5日(金)	大阪	11:00
10日(水)	神戸	11:00
25日(木)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー

無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
1月 20日(水)	大阪	11:00
27日(水)	神戸	11:00
2月 8日(月)	大阪	11:00
24日(水)	神戸	11:00
3月 4日(木)	大阪	11:00
17日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間
1月 18日(月)	大阪	13:00
29日(金)	神戸	13:30
2月 15日(月)	大阪	13:00
19日(金)	神戸	13:30
3月 15日(月)	大阪	13:00
26日(金)	神戸	13:30

日程	場所	時間
1月 20日(水)	神戸	18:00
22日(金)	大阪	18:00
2月 17日(水)	大阪	18:00
17日(水)	神戸	18:00
3月 17日(水)	神戸	18:00
19日(金)	大阪	18:00

*上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

各種セミナーのご予約・お問い合わせは

受付時間(月～土)／9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

な や む な み お
0120-7867-30



自賠責保険の概要

本コラム担当の羽賀です。自動車保険に特有の自賠責保険が今回のテーマです。

万円まで補償されます。交通事故で被害者が亡くなつた場合は、3000万円まで

場合、補償額が過失割合分減額されてしまいります。例えば、300万円の損害が発生しても、被害者の方に10%の過失があると、270万円しか補償を受けることがで

自賠責保険は強制保険と言われることがあり、自動車を運転するときは必ず契約をしていないといけません。ただ、自賠責保険は交通事故で怪我をした人に対する最低限の補償をするための保険です。そのため、補償の範囲が狭かつたり、怪我をし

害者に発生した損害のすべてはカバーできないことが多いという印象です。

させん。

これに対し、自賠責保険では過失減額が制限されており、被害者の方に70%以上の過失がないと過失減額されないようになっています。被害者の方に70%の過失が認められる具体例としては、被害者が赤信号で横断歩道を歩行中、青信号で走行してきた四輪車にはねられたというケースが挙げられます。

交通事故

補償の範囲

自賠責保険は、交通事故で怪我をした人の治療費・慰謝料・休業による給与減等を補償します。しかし、物損は対象外となります。

一
浦賞金道

補償金額

假
渡
金

交通事故で亡くなつてしまつた方のご家族や、交通事故で怪我をしてしまつた被害者の方にとつて、交通事故による急な出費は手痛いものとなることがあります。そのような急な出費に対応するため、死亡事故の場合290万円、傷害事故の場合5万円～40万円の仮渡金の支払いを受けることができます。

■ 加害者が悪意の場合の支払い

加害者が悪意を持つて被害者に怪我をさせた場合、通常の保険の考え方では、保険金が支払われません。しかし、加害者に悪意があるとしても、被害者を救済する必要がありますので、自賠責保険では、被害者からの自賠責保険に対する支払請求が認められています。

ることかられます。

加害者が悪意の場合は、通常の保険の考え方では、保険金が支払われません。しかし、加害者に悪意があるとしても、被害者を救済する必要がありますので、自賠責保険では、被害者からの自賠責保険に対する支払請求が認められています。

過失減額の制限

交通事故では、被害者にも過失がある

悪意があるとしても、被

必要がありますので、自賠責保険では、被害者からの自賠責保険に対する支払請求が認められています。

困難な場合の一部支払

交通事故で賠償を受けるには、怪我や死亡の原因が交通事故であると判断される必要があります。しかし、事案によつては判断が難しいことがあります。その場合、本来の考え方では基本的に賠償されないとが多くなります。しかし、自賠責保険には、被害者保護の観点から、本来の自賠責保険金額の50%が支払われるという制度があります。

今回は自賠責保険による補償について解説をしました。次回は、別の保険について解説します。

今

回は、高額療養費制度について簡単にご案内してみようと思います。

高額療養費制度とは、要は、1ヶ月間に自己負担する医療費の限度額を設けて、できる限り医療費が家計を圧迫する状況を無くするという制度です。

病院で払う医療費は、通常であれば自己負担は3割(3%)状況によっては1~2割)となっています。ですが、高額の医療費がかかった場合の自己負担3割は、当然非常に高額で、ただやさえ不安な状況において金銭的にも精神的にも大きな負担になると思われます。

所得区分	1ヶ月の負担の上限額
標準報酬月額83万円以上 (報酬月額81万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%
標準報酬月額53万円~79万円 (報酬月額51万5千円以上81万円未満)	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%
標準報酬月額28万円~50万円 (報酬月額27万円以上515,000円未満)	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%
標準報酬月額26万円以下 (標準月額27万円未満)	57,600円
市区町村税非課税の方	35,400円

高額療養費制度は、申請をすると、この自己負担3割の部分からさらに負担額を減らしてもらえるというものです。

は、所得に応じて違っていて、例えば協会けんぽ加入者で70歳未満の方の場合は上の表のようになります。

リーガルサポート
インフォメーション リガサポ!

高額療養費制度について

社会保険労務士
松山 恒子
Kyoko Matsuyama

具体的な軽減額の例をあげてみます。例えれば、総医療費が100万円かつた、70歳未満で年収約400万円の方の場合、3割自己負担であれば、30万円が負担額となります。が、高額療養費制度を利用すると、自己負担額は左図の様になります。

【例】高額療養費制度における自己負担額(協会けんぽ加入者で70歳未満の方の場合)



軽減額は年収や年齢に応じて違いますが、高額療養費制度はどのような方でも利用できますので、高額の医療費がかかるご病気のときはぜひ利用したい制度です。

しかし、あくまでも『自己申告制』なので、高額な医療費がかかりそうな場合には、前もって(?)自身が加入しておられる保険者(協会けんぽやお勤め先の健保組合、市区町村の国民健康保険課等。被保険者証で確認できます)に連絡をして、申請方法等について(?)確認いただければと思います。

なお、申請方法は『事前』と『事後』によつて違い、事前に申請しておくと、窓口での支払いの時点で、軽減された負担額のみを支払えばよいのでお勧めです。以上、高額療養費制度についての簡単な案内でした。この制度を過信しすぎるのも問題かもしれません、年金だけではなく医療費に関してもある程度のセーフティネットはあるので、今後のライフプランの参考にしていただければ幸いです。

予告 同法書士 吾郷が担当します。



ご挨拶
弁護士 西村 諭規庸
私儀、この度ご縁を賜り、濱田佳志法律事務所から移籍し、弁護士法人みお総合法律事務所の一員に加えていた
法律事務所の員に加えていた
だくことになりました。
平成25年12月に弁護士登録をして以降、これまで一般民事事件、家事事件、刑事案件を始めとした多種多様な事
件を経験してまいりました。
今後も、初心を忘れることなく常に自己研鑽に努め、依頼者の方のお声を謙虚に受け止め、迅速かつ丁寧なりーガルサービスを提供できるよう、力を尽くしていく所存です。
皆様には、ご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

最新情報! 建設アスベスト訴訟

昨年10月22日、建設型アスベスト訴訟につき、最高裁判所で初めての弁論期日が開かれました。最高裁の審理は終結しましたので、その判断が待たれます。

みお総合法律事務所は、アスベスト問題に積極的に取り組み、多数の訴訟実績がございます。過去に建設現場で働いておられた方、アスベストによる健康被害を被られた方は、一度お問合せください。

「みお」の
LINE公式アカウント
「アスベスト国家賠償請求」



アスベスト(石綿)被害
賠償金請求ご相談フォーム
<https://www.miolaw.jp/asbest/>



編集後記

皆様、新年あけましておめでとうございます。
昨年は、『当たり前』だと思っていたことが音を立てて崩れ、不便・不安なことの多い一年だったと思います。
一方で、脱ハンコやテレワークなど、これまでの『当たり前』を見直す動きも加速しています。

今年は、困難な状況を逆手に取り、より良いサービスが提供できるよう知恵を絞りたいと思いますので、みお総合法律事務所を、そして、MIO PRESSをどうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 田村由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

キリトリ線

連絡先	お名前	フリガナ
住所	〒	

http://miolaw.jp/miopress/



郵便はがき

キリトリ線

読者プレゼント&
アンケートはがき

郵便はがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2021年3月31日(水)

*当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。あくまで了承ください。

差出有効期間
2021年12月
31日まで

お手をはばかずにお出しください。

164
5 3 0 8 7 9 0